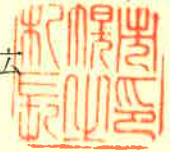


## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 宮城県仙台市宮城野区榴岡2丁目2番10号  
名 称 オデッサ・テクノス株式会社  
代表取締役 柳本 紗美

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元克広



許可の年月日 平成27年 8月16日  
許可の有効年月日 平成32年 8月15日

1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(1) 造粒固化

ア 汚泥

(石綿含有産業廃棄物であるものを除く。)

2 事業の用に供する施設

種類	設置場所	設置年月日	処理能力
造粒固化	東区北丘珠1条3丁目654-13、 654-31	平成24年10月8日	300.0m <sup>3</sup> /日 (10.0時間)

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成12年 8月16日 新規許可  
平成17年 8月16日 更新許可  
平成22年 8月16日 更新許可  
平成27年 8月16日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

なし

# 書換交付

平成30年10月17日

事由

本店所在地の変更

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。